労働安全衛生法の改正

平成26年6月公布

労働安全衛生法の改正(平成26年6月25日公布)

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増 加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実す るための改正

1. 化学物質のリスクアセスメントの実施

一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施を事業者の義務と

2.ストレスチェック及び面接指導の実施

常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の実施を事業者義務付け (労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務) 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とする。

3.受動喫煙防止措置の努力義務

受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることを事業者の努力義務とする。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができるとする。 (計画作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる。)

5.第88条第1項に基づく届出の廃止

規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出(法第88条第1項)を廃止。

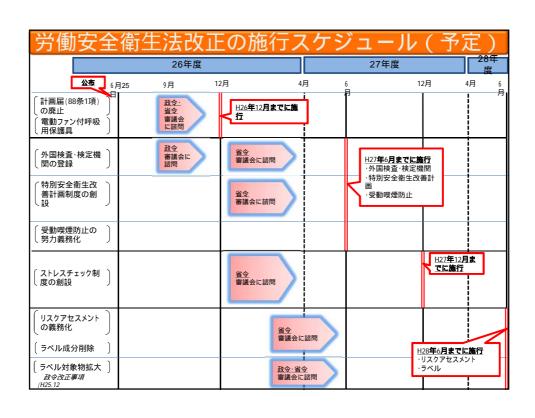
6.電動ファン付呼吸用保護具の型式検定

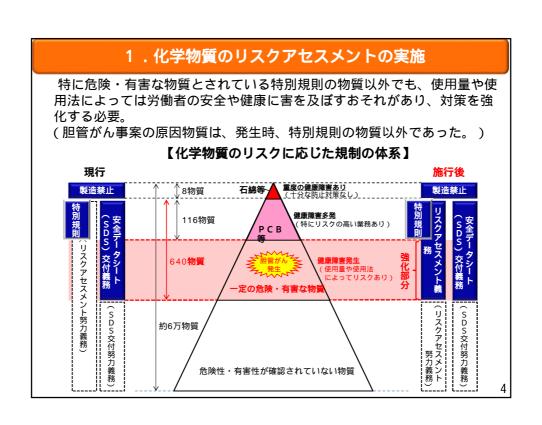
特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対

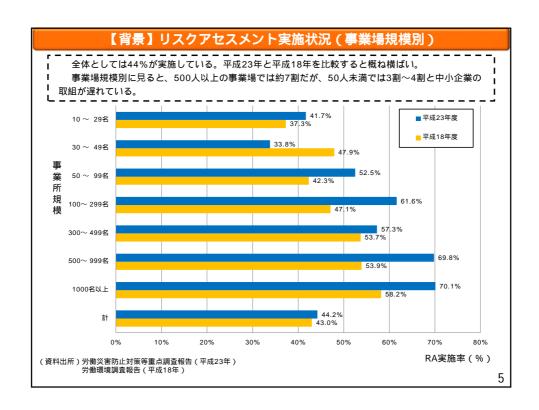
7.外国に立地する検査機関の登録

国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録で

施行期日:平成26年6月25日(公布日)から、それぞれ5、6は6か月、3・4・7は1年、2は1年6か月、1は2年以内で政令で定める日 2







1.化学物質のリスクアセスメントの条文

第57条の3

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第57条第 1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害 性等を調査しなければならない。

実施すべき事業者

対象の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者(業種、規模を問わない)が行わなければならない。

対象物質

安全データシート(SDS)の交付義務の対象である640物質。

実施時期

新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時など、従来の労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施時期を基本として今後省令で定める予定。

1.化学物質のリスクアセスメントの条文(その2)

第57条の3

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又は これに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の 危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように 努めなければならない。

結果に基づく措置

リスクアセスメントの結果に基づく措置は、

- ▶ 労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要。
- ▶ 法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、 必要な措置を講じることが努力義務。

7

1.化学物質のリスクアセスメントの条文(その3)

第57条の3

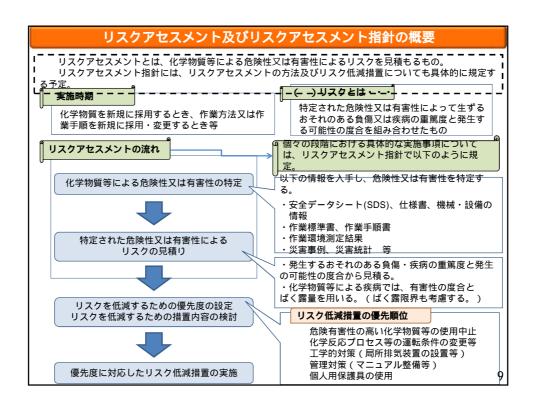
- 3 厚生労働大臣は、第28条第1項及び第3項に定めるもの のほか、前2項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を 図るため必要な指針を公表するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

「適切かつ有効な実施を図るため必要な指針」

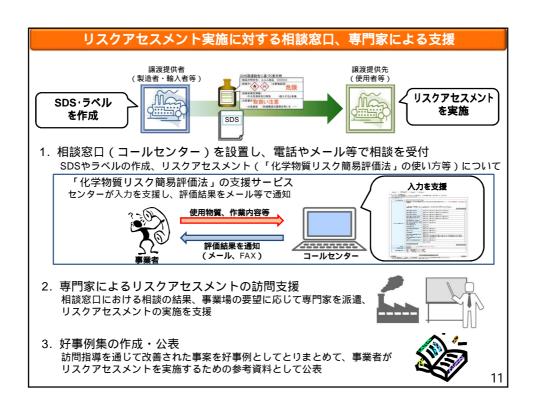


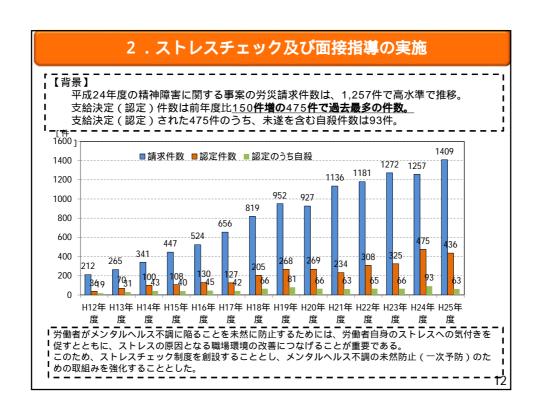
施行までに公表

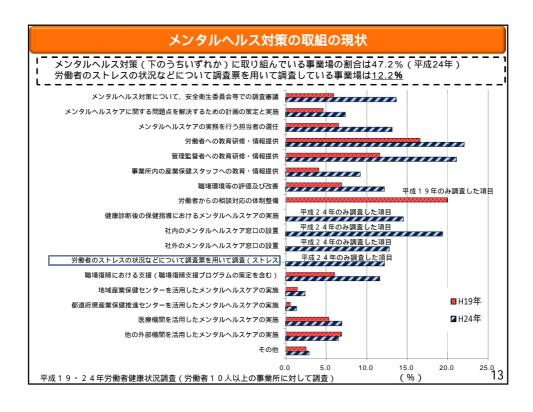
(参考)化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に 関する指針について(18.3.30付け基発第0330004号)



化学物質リスク簡易評価法」とは・ スクアセスメント実施のためのツールで	であり、一定の項目(以下の項目)を入力すると講ずべき措置が示される
, 厚生労働省ホームページ内「職場のあん	んぜんサイト」で公開)
項目	入力項目
化学物質名	(SDSを確認して入力。簡易名でも可)
作業内容(選択式)	貯蔵・保管、野積み、粉じん処理、充填及び輸送、移送及び輸送、充填、言量、混合、選別、塗装、洗浄及びメッキ、乾燥、成形、その他
 作業者数 <u>(選択式</u>)	10人未満、10~49人、50~99人、100人~299人、300人以上
GHS分類区分 <u>(選択式</u>)	急性毒性(急性)、急性毒性(経口)、急性毒性(経皮)、急性毒性(吸収:蒸気)、急性毒性(吸収:粉じん、ミスト)、皮膚腐食性・刺激性、間に対する重篤な損傷性・眼刺激性、呼吸器感作性、皮膚感作性、生殖細胞を異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性(単回ばく露)、特定標的臓器毒性(反復ばく露)、吸引性呼吸器有害性
液体または粉体の別(選択式)	微細な軽11粉体、結晶状・顆粒状、ペレット
沸点 ()	(SDSを確認して入力)
取扱温度()	(事業場ごとに入力)
取扱量単位(選択式)	液体:kℓ単位、ℓ単位、πℓ単位 粉体:トン単位、キログラム単位、グラム単位
	出力
講ずべき措置	他の化学物質への代替化 全体換気、局所排気装置の設置等 呼吸用保護真の使用







2.ストレスチェック及び面接指導の条文

第66条の10(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「医師等」という。)による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

ストレスチェック

- ▶ 労働者50人未満の事業場は当分の間努力義務。
- 検査の対象者は常時使用する労働者。
- ▶ 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目による検査)を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。
- ▶ 検査の頻度は1年ごとに1回とすることを想定。

実施者

> ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、 保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。

2.ストレスチェック及び面接指導の条文(その2)

第66条の10 第2項~第6項の内容

検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、 本人の同意なく事業者に提供することは禁止される。

検査の結果、一定の要件 1 に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となる。また、申出を理由とする不利益取扱は禁止。

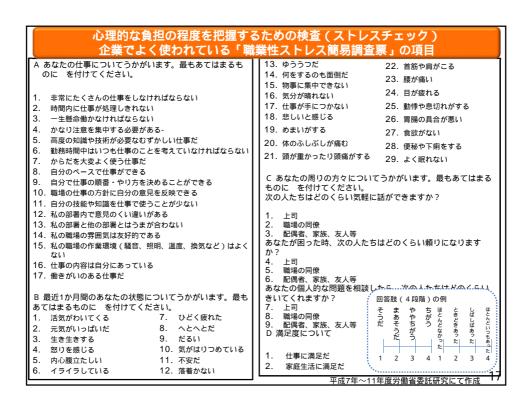
面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ、就業上の措置 ²を講じることが事業者の義務となる。

- 1 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などを含める予定。
- 2 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業 の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。 なお、大臣が就業上の措置に関する指針を定める予定。

(参考)健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(H20.1.31公示)

15

ストレスチェックの流れ 結果通 知 面接の申出 申出を理由とする不利 で気づき"、 の促進・ 医師、保健師等 がストレス 労働者の同意を得て通知 就業上の措置の実施 回接 指導の 医師 医師から (産業医等) 意見聴取 ~時間外労働の 制限、作業の転換等について意 産業医、保健師等 相談、情報提供機関 医療機関 連携 16



プライバシー保護・不利益取扱の防止

~ストレスチェック及び面接指導を安心して受けていただくために~

第66条の10の規定(前述)

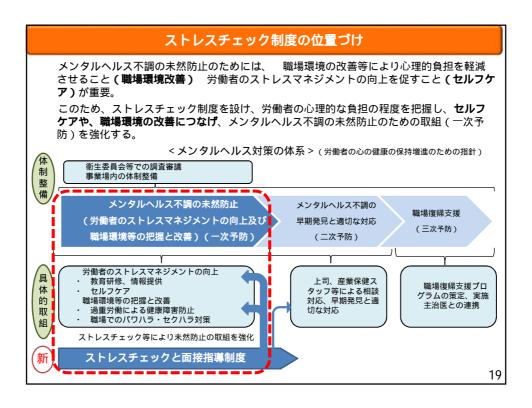
- ・労働者の受診義務は規定していない。
- ・労働者の同意なく、結果が事業者に通知されることはない。 (第66条の10第2項)
- ・面接指導を申し出たことによる不利益取扱いは禁止。 (第66条の10第3項)

従事者の秘密の保持

第104条 第65条の2第1項及び第66条第1項から第4項までの規定による健康診断、第66条の8第1項の規定による面接指導、<u>第66条の10第1項の規定による検査又は同条第3項の規定による面接指導の実施</u>の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。

指針等

・ストレスチェックやその結果を踏まえた面接指導について不利益な 取扱いと考えられるものを指針等で示す。



ポータルサイトを通じた事業場への情報提供

働〈人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

職場のメンタルヘルスに関する情報提供

- 予防と職場復帰 -

メンタルヘルスに関する基礎知識

事業場の取組事例

各種支援・助成制度

専門の相談機関や医療機関

統計情報

関係行政機関の情報



http://kokoro.mhlw.go.jp/

職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けたポータルサイト 「みんなでな〈そう!職場のパワーハラスメント あかるい職場応援団」

職場のパワーハラスメントに関する情報提 供を実施

パワーハラスメントに関する基礎知識 事業場の取組事例

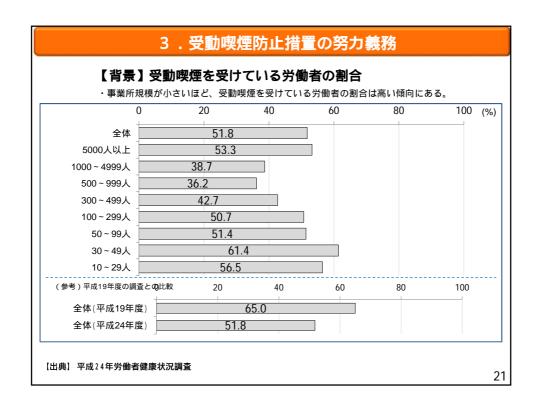
筡

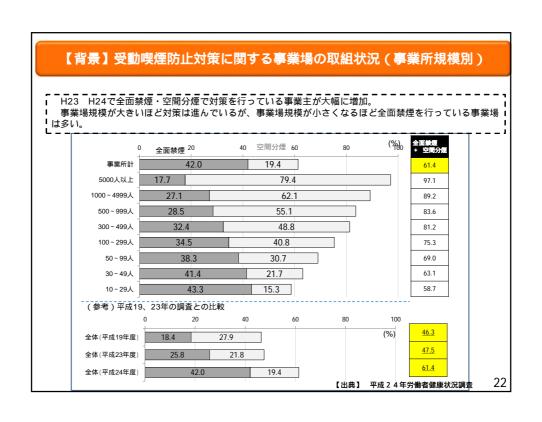
裁判事例

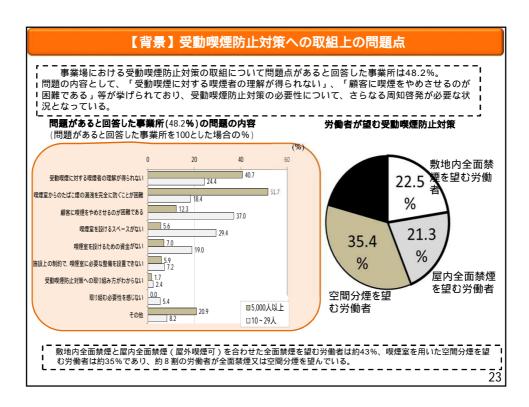
統計情報



awahara.mhlw.go.jp/







3.受動喫煙防止措置の条文

第68条の2(受動喫煙の防止)

事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第71条第1項において同じ。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第71条(国の援助)

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

⁴ 24

職場における受動喫煙防止対策の支援事業

(1)受動喫煙防止対策助成金

対象事業主 すべての業種の中小企業事業主

喫煙室の設置のための費用

換気装置の設置等の受動喫煙を低減する措置の費用(飲食店・宿泊業を営む事業場に限定)

助成率、助成額 : 受動喫煙防止対策のための費用の1/2 (上限200万円)

問い合わせ先 各都道府県労働局健康主務課

(2) 受動喫煙防止対策に関する相談窓口

喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、 専門家による電話相談を実施。

依頼者の希望に応じて、実地指導も実施。 平成25年度から、経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を 実施。

費用は無料(電話相談、実地指導及び説明会参加のいずれも)

(平成26年度事業受託業者:株式会社 インターリスク総研)

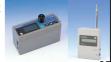
(3)たばこ煙の濃度等の測定機器の貸出

職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定

する機器 (粉じん計、風速計)の貸し出しを実施。 依頼者の希望に応じて、貸出機器の使い方を電話・実地で説明。

貸出費用は無料(平成26年度から機器の往復の送料も無料)

(平成26年度事業受託業者:柴田科学株式会社)



HIM

詳細については、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/)を参照してくださ²⁵